昭和50年度

文化財調査報告書

第6集

前橋市教育委員会
（社会教育課）

目　次

はじめに……教育長　伊藤　順
一、昭和五十年度前橋市指定文化財
重要文化財　慈照院千手観音座像……1
重要文化財　伯牙弾琴鏡……1
重要文化財　光厳寺薬医門……2
重要文化財　無量寿寺地蔵菩薩立像……2
重要文化財　無量寿寺十一面観音立像……3
重要文化財　二宮神社梵鐘……3
重要文化財　二宮神社絵馬四枚……4
重要文化財　前橋藩刑場跡供養塔ならびに道しるべ……5
重要文化財　宝禅寺異型板碑……6
重要文化財　山王の宝塔……7
重要文化財　八幡宮文書一巻九通……9
重要文化財　前橋祇園祭礼絵巻二巻……11
二、昭和五十年度埋蔵文化財調査概報ならびに補修事業報告
芳賀西部工業団地遺跡……12
国指定史跡蛇穴山古墳……13
山王廃寺跡……14
県指定史跡上泉郷倉補修工事……16
○既指定文化財（仁治の板碑）の名称変更について……17
あとがき

無量寿寺十一面観音立像

はじめに

文化財に対する関心は、日を追って高まりつつあります。こうした情勢を背景として、長い間、懸案であった文化財保護法が改正され、文化財保護行政にとって、本年度は意義深い年となりました。改正された保護法によりますと、民俗文化財、埋蔵文化財に関する制度の整備、さらには、伝統的建造物群保存地区制度の創設など、文化財保護のための法的措置は、一段と充実してまいりました。

ところで、文化財の保護は、法の改正だけでは達成されないことは、申すまでもありません。市民の皆さんの文化財に対する正しい理解と愛護の精神、そして、それを基盤とした適切な行政の展開があってこそ、はじめて真に保護されるものと思われます。

幸いにして、本市においては、市民の皆さんのご理解とご協力、更には文化財調査委員の方々の強い熱意によりまして、年々文化財に対する認識も深まり、文化財保護のための諸事業は、飛躍的な発展をとげ、まことに喜ばしい限りでございます。

しかしながら、他方、文化財の荒廃の話題は、いまだあとを絶ちません。また、各種開発に伴なう、史跡・埋蔵文化財等への保存の問題は緊急な解決を迫られており、文化財保護の行政は、ますますむずかしさを加えております。こうした情勢の中にあって、本書が前橋市の文化財を正しく理解する一資料となり、ひいては文化財保護の一助となれば幸甚に思います。

昭和五十一年二月

前橋市教育委員会
教育長　伊藤　順

一、昭和五十年度前橋市指定文化財

重要文化財　慈照院千手観音座像

一、所在地　前橋市二之宮町一八一一番地
二、所有者　天台宗慈照院（住職　村中祐生）
三、現　状
　木造。千手観音、頂上部において十一面を具している。

〈実測値〉

像高　（頂上仏面から蓮華座蓮肉上面まで）
　九三センチメートル
肩幅　三四センチメートル
頭長　三七センチメートル
面長　十七センチメートル
面幅　十五センチメートル
耳長　左右とも十二センチメートル
膝の高さ　十三センチメートル
両膝間の長さ　六十五センチメートル

　顔は、長さに比して幅が狭くやや面長であるが、頬は豊満で口は小さく、あごがややふくれている。目は柳の葉状で、鼻すじが通り、小鼻もはっている。じんどう（鼻の下）はだいぶへこんでおり、唇は上向きに反転している。

　通肩で、肩が張り、堂々とした体軀である。

　材質は、桂のような堅緻なものである。金箔が施されているが、剝落して木地の見えるところもある。木地には、細かい鉈目が認められる。また、剝れたところから、金箔を施す工程が見てとれる。それによると、木地の上に麻布を貼り、胡粉を塗り、さらに、漆塗りをして金箔を施したと思われる。金箔は、補修の際に着けられたものらしく、原形は、木地のままか、あるいは、胡粉の上に彩色した状態ではないかと考えられる。しかし、それは推察の域を出ない。金箔を使用した補修は、比較的古い時期に行なわれたもののようである。

四、由来

　慈照院は、現在、二之宮小学校西隣にあるが二宮神社境内にあった千手堂を移築・改造したものである。また、寺所蔵『永代記』に「二宮之赤城大明神本地仏観世音堂…」とあり、改築時に発見された棟札には、元文五年（一七四〇年）に千手堂が再建されたことが記されている。これらから、千手観音が二宮神社の本地仏であったことが知られる。

五、調査者の意見

　この仏像が造られたのは、平安後期から鎌倉時代にかけての頃と思われる。当時の数少ない造品として、重要なものと考えられる。且つ、赤城神社の本地仏として、歴史資料としても価値あるものである。

（尾崎喜左雄）

重要文化財　伯牙弾琴鏡

一、所在地　前橋市本町二丁目七番二号
二、所有者　八幡宮（宮司　宮沢健二）
三、現　状

　古墳時代の漢式鏡は、古墳の終末と共に衰退し、代わって、飛鳥・奈良時代に入ると、あらたに、今までには見られなかった文様をつけた唐鏡あるいは、その踏返鏡が仏教文化とともに登場する。伯牙弾琴鏡もその一例である。

　伯牙とは、中国古代の琴の名手であるが、はじめは、なかなか上達せず、その師成連は、彼を東海の孤島に移し、練習に努めさせた。その結果、名を天下になした者という。この伯牙を題材とした鏡は、ど

ういうわけか比較的多く、古くは法隆寺伝来御物にあり、奈良時代に入っては、日本各地に、合わせて十二面が数えられ、群馬県には本例のほか貫前神社に所蔵されているもの二面がある。

本例は、前橋市本町八幡神社の境内において発掘されたと伝えられるもので、二つに割れているが、原形を遺している。その直径は、十七・二センチメートル、厚さは周縁部で〇・四センチメートル、内側で〇・二センチメートルである。また、鈕高は〇・四センチメートルである。外縁にそって幅一センチメートルほどの銘文帯があり、四十字の銘文があるが、大部分は磨滅しており、判読できない。その内側の画文もいちおう伯牙弾琴の構図を整えているが、鋳形のくずれか鮮明さを欠く。材質は白銅である。

四、調査者の意見

かかる点からして、本鏡は、本市に遺る奈良時代の遺品として貴重である。

（尾崎喜左雄）

重要文化財　光厳寺薬医門

一、所在地　前橋市総社町総社一六〇七番地

二、所有者　天台宗光厳寺（住職　田中耕順）

三、現　状

光厳寺には、三つの古い門があるが、薬医門形式のこの門は、一番南に位置している。以前は、別のところにあったものを現位置に移築したものである。

〈実測値〉

本柱の心々距離　三メートル

控柱の心々距離　三メートル

本柱と控柱の心々距離　二メートル十センチ

棟から石敷面までの高さ　四メートル九十センチ

棰先から石敷面までの高さ　三メートル五センチ

冠木上面から礎石上面までの高さ　二メートル八八センチ

石敷上に礎石を置き角柱の本柱、控柱。本柱、控柱間に男梁を乗せ板蟇股・斗・肘木で棟木を支える。板蟇股にはそれぞれ表裏二面に紋が刻まれている。北の外側は、みつどもえ、内側は、五三桐である。南の外側は、けんかたばみ、内側は、たちおもだかである。屋根は化粧屋根裏、疎棰木で、現在、亜鉛板葺になっている。

なお本柱間にわたっていた足下貫は、欠落しているが、本柱下部にほぞ穴が認められる。

四、調査者の意見

江戸時代初期、あるいは、それ以前にさかのぼる時期の作とみられ、品格のある美しい門である。桃山期の建築の風格を伝えるものとして重要なものである。

（尾崎喜左雄）

重要文化財　無量寿寺地蔵菩薩立像

一、所在地　前橋市二之宮町七六四番地

二、所有者　真言宗無量寿寺（住職　佐竹杲皓）

三、現　状

〈実測値〉

像高　一八四・五センチメートル

肩幅（三道下で）　五五センチメートル

肩から足までの高さ　一六〇センチメートル

左袖長　一一五センチメートル

右袖長　八五センチメートル

木造の地蔵菩薩で、胴の背・前・両脇の三木寄せである。肩も両肩が別個に一木で造られている。手と足先は別木である。胎内銘は見あたらない。衣文の線が美しく翻波式の名残りをとどめているかにみえ

る個所もある。持物は右手に錫杖、左手に宝珠（上半欠損）である。
現在の仏頭は、後補のものとみられ、大きさ、つくりともに胴部とはやや不つり合いな感じである。

四、調査者の意見

補修個所や破損個所もいくつか認められる。右肩は木の節が抜けたあと、埋め木をしたらしい。左袖先や裳の下部等に虫食いがみられるし、左袖上部には欠損がある。胡粉や漆も剝落しているが、部分的に残存している。

胴部は鎌倉期と思われ、当時の作風をあらわすものとして重要な遺品である。仏頭は、室町末から江戸初期のものであろう。

（尾崎喜左雄）

重要文化財　無量寿寺十一面観音立像

一、所在地　前橋市二之宮町七六四番地
二、所有者　真言宗無量寿寺（住職　佐竹杲皓）
三、現　状

〈実測値〉

像高　七一・五センチメートル
肩幅　十三・五センチメートル
頭長　十二センチメートル
面長　七センチメートル
面幅　七センチメートル

頭部に十一面を具し、顔の長さと幅がほぼ等しい丸顔で、豊満な感じである。顔の部分には鉈彫の手法がみられる。右手を下にし、左手で蓮華をさした水瓶を持つ。肩はなで肩、体全体に金箔を使った精巧な模様が描かれている。

一木彫で目の堅い桂のような材質で造られている。金箔による模様は江戸期の後補と思われる。また、両肩から両腕にかけて手ざわりが異なり、後補が行なわれたことがうかがわれる。

四、由　来

護国寺から本寺へ移された仏像といわれており、秘仏とされてきた。

五、調査者の意見

保存状態は比較的良好であるが、虫食いのあともみられる。この十一面観音は、平安後期のものである。平安時代の遺品の少ない本地方としては当時の文化を知るうえに重要なものである。なお、この仏像の光背は江戸期のものと思われるが、すぐれたものである。

（尾崎喜左雄）

重要文化財　二宮神社梵鐘

一、所在地　前橋市二之宮町八八六番地
二、所有者　二宮神社（氏子代表　内田甚一）
三、現　状

二宮神社の南面参道の鳥居の近く東側に鐘楼があってこの梵鐘がつってある。毎年四月と十二月の三夜沢御神幸の時に限り出発と帰着につかれるだけで、あとは鳴らされることがない。

この梵鐘には次のような銘が刻んである。

奉寄進鳧鐘一口
上野州勢多郡赤城山神宮寺

（タラーク）　正一位
（キリーク）　二宮大明神御宝前
（カ）

干時元和九暦鶉首大淵献〇月吉辰
願主
六谷田左衛門尉業繁
前長井内蔵之介繁次
長井喜左衛門尉
鋳師大工
埜州天命住太田五郎左衛門
御代官小野田勘右衛門尉
国定村光明寺林永
茲眼院宝昭
大永坊重尊
泰任坊暁〇
西
倉山坊春光
御代官水沢主水正
山王堂村福島与右衛門
新井村長谷何徳右衛門尉
笠井郷小松何村秋山将監尉
松井右近尉
八坂村阿久津藤左衛門尉
赤石郷武士彌右衛門
泉女
各々諸旦那衆

以上が梵鐘の袈裟だすきの間の池の間四面にある銘文であるが、この銘文の陰刻されている面が意外な程荒れていて判読困難な文字が多く、誤読なきを保し難い。高さは一二七センチメートル、直径七二センチメートル、厚さは七センチメートルである。

四、由　来

銘文にある通り元和九年（一六二三）に二宮大明神に奉納されたものである。これに関する文書はない。二宮大明神の別当寺が当時「神宮寺」であったが、今はその神宮寺もなくその後神と思われる寺も見当らない。

五、調査員の意見

この梵鐘については赤城南面はもとより東京都までも含んだ広い地域の人々の信仰を示すもので、有形文化財として指定してもらいたい。

（中沢　右吾）

重要文化財　二宮神社絵馬四枚

一、所在地　前橋市二之宮町八八六番地
二、所有者　二宮神社（氏子代表　内田甚一）
三、現　状

二宮神社の拝殿の左右に高く飾られている二対四枚の絵馬がある。一組は横一四二センチメートル、縦一二二センチメートルで鞍を置いた馬が赤い胸総尻がいをして二人の男に手綱をとられている。馬の毛色は鹿毛と烏黒とである。馬の口を取る男は白い烏帽子に白い水干を着ている。もう一組は横一三七センチメートル、縦一一九センチメートルで、手綱をつけただけの栗毛とあし毛の馬である。どちらの絵馬も二枚半の板に金箔を置いてその上に今の図柄を描いている。文字は表にも裏にも何も記されていない。

四、由　来

この絵馬について文書等は何もないけれど、口碑によれば、昔大胡城主だった牧野駿河守忠成が元和元年大阪夏の陣に際し、戦勝を祈願して奉納したものと伝えている。

五、調査者の意見

四面共に筆力雄健で、地域とのつながりを示すものなので、有形文化財として指定してもらいたい。

（中沢　右吾）

重要文化財　前橋藩刑場跡供養塔ならびに道しるべ

一、所在地　前橋市天川大島町一〇二五番地先

二、管理者　前橋市

三、現　状

この供養塔は、高さ一メートル十四センチの切石積の上に高さ三十四センチの台座を置き、その上に高さ二十六センチの蓮華座、その上に高さ二メートル十七センチの塔身を乗せ、総高さ三メートル九十一センチで見上げるほどの大供養塔であり、塔全体が安山岩でできている。

塔身正面には、

南無妙法蓮華経

右側面には、

照生死長夜大燈明

左側面には、

切元品無明大利劔

裏面には、

天保十二年辛丑

九月吉祥日　　日戒（花押）

台座には、

講　中

台座の下には世話人六十八名の名を連らねている。

道しるべは刑場跡供養塔の横にあるが、安山岩、ほぼ楕円形のもので高さ七十センチ、幅三十八センチ。

正面中央に、

南無阿弥陀佛

その右側に、

宝暦五歳

その左側に、

亥十月吉日

その下に、

右江戸みち

左あ徒満道

と刻されている。

市教育委員会で、「史跡前橋藩刑場跡ならびに道しるべ」の標識（木製）と説明板が設置され、管理良好である。

四、由　来

この刑場跡供養塔と道しるべについては、市教育委員会の説明板のとおり、江戸時代酒井・松平両氏時代に前橋藩で罪人を処刑したところに、町人六十八人の世話人によって供養塔が建てられ、道しるべはその前に置かれてあった。

ただし、刑場は、現在の位置よりも約百メートル北方県道前橋古河線と東部バイパスの分岐点中央にあり、その後道路工事等のため、数次にわたって東に移動し、更に昭和四十七年東部バイパス線工事のため、現在地に移されたものである。

五、調査者の意見

この刑場跡供養塔は、従来、道路工事その他のため、再三、移動させられ、道しるべも同様の状態を余儀なくさせられたので、かってこの付近に刑場のあったことを知らしむるとともに、今後の移動を防ぎ、完全なる保存管理を図るため、市の重要文化財として指定するのを適当と思料する。

刊場跡供養塔
正面見取図

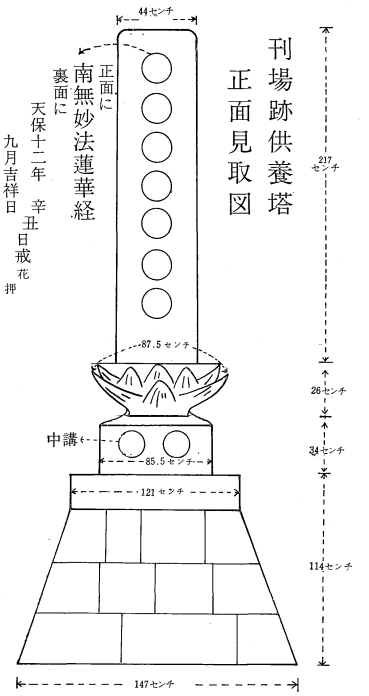

刊場跡供養塔
側面見取図

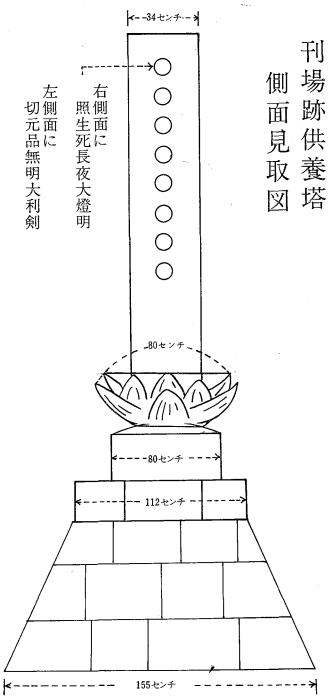

六、徴　証

前橋市教育委員会建設の案内板

江戸時代の刑場跡供養塔

江戸時代刑死者の霊をとむらうため天保十二年（西暦一八四一年）に町人六十八名の世話人により、建てられたもので、塔に刻まれた文字は養行寺の僧日戒（号行妙）の揮毫である。

刑場跡は、この地点より北方約百メートルのところにあたり、供養塔も同所にあったが、道路工事等のため、その後、塔は数次にわたって東に移動し、更に、東部バイパス線開発の必要上、余儀なく昭和四十七年十一月ここに移動したものである。

旧地点は古い時代の前橋の東の関門で、江戸道と東道との分岐点でもあり、そこには宝暦五年（一七五五）に建てられた「右江戸みち左あづまみち」の道標があったので、これも供養塔とともに現地点に移した。（下略）

（松田　徳松）

重要文化財　宝禅寺異型板碑

一、所在地　前橋市上泉町一二八〇番地宝禅寺墓地

二、所有者　天台宗宝禅寺（住職　高橋賢雄）

三、現　状

前橋市街地から大胡県道を行き、桃木川を渡ってすぐの南側に宝禅寺がある。墓地は本堂の西から北へかけてある。本碑は本堂西の近いところで東面して建っている。

台石はない。中央部で割れ目が斜めにある。

銘　文

（種子）康永第四暦　乙酉　菴主　二月　覚明　日

大きさ

総高　一六二センチメートル

巾（上　五七・〇センチメートル　下　五三・〇センチメートル）

厚（上　四〇・〇センチメートル　下　四二・〇センチメートル）但し、これは南側の面では上巾四〇センチ　下巾四八センチ

中央部で割れている。

（左（下から）四三・〇センチメートル
右（下から）五九・五センチメートル）のところ

種子は仏を表わす梵字。本碑の大きさは高さ四五センチの堂々としたものである。胎蔵界大日如来を表わすアーンク。大日如来は曼荼羅の中央仏であり、一切に超越した無始無終の仏である。胎蔵界大日如来は黄金色で、五智の宝冠をいだき、法界定印を結んでいる仏が考えられている。種子の下に紀年銘、その左右に菴主、覚明と刻まれている。昔からここにあり、移動したことはないという。

四、由来・伝説

上泉町宝禅寺の西は、桃木川と藤沢川の合流点。桃木川は旧利根川と伝えている。その利根川の水を引いて新田荘の潅漑用水としたのであろうか。宝禅寺前は、女堀と呼ばれている用水路の遺構があった。赤城山南麓を東西に横切る女堀の最も上流と考えられるところであり、末流は佐波郡東村（田部井）に至る。宝禅寺の南に接する村は、石関である。女堀に関する地名であろう。長楽寺文書の堰口村はこの村であろうか。なお、大胡郷三俣村・神塚村などこの上泉村をとりまく村の名が長楽寺文書に見えている。

伝説では、栗生頼友の墓という。また、（一説には篠塚伊賀守の墓ともいう。共に、新田義貞の四天王にあげられている人物である。栗生頼友は新田義貞が越前藤島において戦死した延久三年（一三三八）閏七月二日以後は行方知れずという。この年より七年後の康永四年（一三四五）二月にこの板碑は作られた。

菴主、覚明についても菴の名についてもわからない。なお、宝禅寺は仏神さまと俗称されている。

五、調査者の意見

①本市には、小島田町の仁治元年（一二四〇）の異型板碑・公田町乗明院の弘安二年（一二七九年）の弥陀三尊の板碑等すでに重要文化財に指定されたものもあるが、この康永四年（一三四五）の異型板碑はその高さからみて乗明院の板碑に次ぐ貴重なものであるので、将来の保存管理のため、市の重要文化財に指定するのを適当と思料する。

②異型板碑として特異のものであり、左右裏面共に、削り平らにした四角柱であり、頂上部も加工した跡がある。

③板碑の大部分は阿弥陀如来の種子をもつが、この碑は胎蔵界大日如来の種子を刻んでおり、信仰史上の一つの貴重な資料である。

④康永四年という南北朝時代のもので、第四暦という表記などに特色をもち、菴の存在を伝えている。菴名はわからないし、菴主の覚明の伝も不詳。

⑤文字はおおらかで、上泉町宝禅寺の位置と共に、地域文化の研究に資するところが大きいと思われる。

（松田徳松・丸山知良）

重要文化財　山王の宝塔

一、所在地　前橋市山王町四六四番地
　　宅地内

二、所有者

三、現　状

山王団地の南端につづく地域。朝倉付近からの古墳群の南端にもあたる。東は旧利根川右岸にあたる河岸段丘で、台地上に営まれた古墳の墳丘上にこの宝塔が建てられている。古墳は「上毛古墳総覧（群馬県発行、昭和十三年刊）の佐波郡上陽村第十二号墳である。その記載は次の通りである。

（第十二号前方後円墳竹林発掘不詳、山王字田尻四六四番地、宅地面積二六畝二十歩大キサ二二一尺高サ八尺所有者関根富士松　備考鎌倉時代多宝塔アリ葺石アリ

前方部は平夷され、既に円墳のような状況で、その後円部の墳丘も相当低くなったように思われる。

宝塔の高さは、相輪上欠の現状で高さ二三三センチ。傍らにある相輪上部を加えると二七二センチになる。

各部の大きさ

相輪

上半分（高 三九・〇センチメートル　巾 十九・〇センチメートル）

下半分（高 五七・〇センチメートル　巾 二九・〇センチメートル）

屋蓋

高 五三・五センチメートル

露盤（高 五・五センチメートル　巾 二九・〇センチメートル）

上巾 三三・二センチメートル

軒部（上巾 八二・五センチメートル　下巾 七九・〇センチメートル）

塔身

高 八三・五センチメートル（下から四三センチ上り）

巾（最大） 七〇・〇センチメートル

上巾 六二・〇センチメートル

頸部（巾 五二・二センチメートル　高 九・二センチメートル）

下巾 五三・五センチメートル

基台

高（現状） 三九・〇センチメートル

巾 七六・〇センチメートル

銘文・刻字は見当たらない。

四、由緒口碑

宝塔の立つ古墳の北に東西に通ずる道路がある。これは、日枝神社（山王町六九四番地）の参道で、神社からすれば、東へ約三百メートルの所に古墳がある。この神社は地名「山王」が生まれたもとの由緒ある神社である。二月十七日の春祭にはこの宝塔に赤飯をふかして上げ、秋の十月十七日の祭には古く流鏑馬が施され、一番馬がおまいりしたという。神社との関係の深さを思わせるが詳細はわからない。

五、調査者の意見

①相輪部分は二つに割れているが、ほぼ完形であること。総高二七二センチの大型宝塔であること。

②塔身のボリュームが豊かで、塔身の最大巾がほぼ真中にあたり、上巾に比して、下巾はわずかにつぼまっているだけである。

③屋蓋の下り棟はやや反りが強くその面もこけている。

以上の点から室町時代の作と推定されるが、塔身の豊かな作りとも考え合わせて、室町時代も極めて初期と推定される。

南北朝時代から室町時代へ移る頃の前橋南部・那波郡北部の地域文化を知る資料として貴重であると思う。

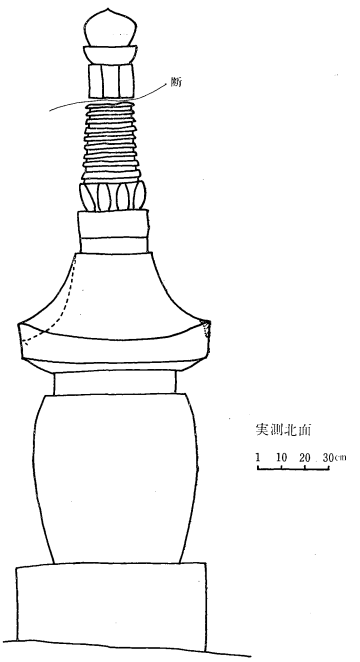

図2　山王の宝塔　　昭和50.11.17

（付言）

塔身の作りから南北朝時代としてもよいのではないかという考え

から室町時代初期と推定年代を下げたのは屋蓋の作りからである。そこで室町時代初期として考えた場合に塔身の作りに無理があるかどうかという点は微妙であるが、必ずしも不自然でないように思う。大きいということは立派であるし、年代も古く思われ易いこともあろう。とつおいつ室町時代初期。室町時代に変わってすぐの頃と推定したのである。

（丸山　知良）

重要文化財　八幡宮文書　一巻九通

一、所在地　前橋市本町二丁目十二番九号
　　八幡宮々司家

二、所有者　宮司　宮沢健二

三、現　状

文書九通を一巻とし、表書に「廣幡家古書　巻」とある。表装の時期は不明であるが、明治以降と思われる。文書はいずれも八幡宮宛で「金蓮坊」または、「八幡別当最勝院」とある。北条高定一通、北条高広三通、北条氏直家臣松田兵衛大夫奉書一通、平岩親吉二通、酒井重忠一通、酒井忠清一通　計九通

文意は、神領寄進、諸役免許、守護不入、居住免許等。

年次は元亀二年から慶安二年に及ぶ。

四、調査者の意見

(1)、(2)、(3)、(5)は厩橋城主北条高定・高廣父子の在城年次の確証として、(4)とともに戦国末期の厩橋の動静を証する貴重史料である。

ただし、(6)、(8)、(9)はなお検討を要するが、全体としてこの期の史料が少ないので一応一括指定に値すると思われる。

(1)当地厩橋　八幡宮
御神領尓々と無之故
御拝殿悉破ゟ之間真
壁三清寺分之内赤城之
御神領泉浄寺三貫
文之耿今度進ゟ弥於
御神前武運長久之
御祈別当坊頼入ゟ
御世間御一統之上者赤城
御造立可為簡要ゟ并
真壁八幡御口面百疋之耿
指添ゟ両赤城共ニ
御修立可然ゟ為後日
一筆進之ゟ者也仍如件
　　北條下総守
元亀二年
　四月十六日　高定（花押）
　　金蓮坊
　　参

(2)当地厩橋八幡宮之
従御神領罷出ゟ夫伝
馬宥免并祭例之砌
地頭人之策配不可有之ゟ
惣而諸役停止永代不可有
逮乱ゟ条別当家武運
長久之御祈念殊社頭造
栄可（ママ）被抽丹精者也仍如件
　　北條丹後守
元亀二季

四月十六日　高廣（花押）
金蓮坊
参

(3)当地厩橋八幡宮
之従御神領罷出ゟ
夫伝馬并祭礼之刻
或近習之者或中
間小者入立俵不可有之
之旨老父如判形拙者も
証文進道ゟ惣而諸役
令停止永代不可有逐
犯ゟ別武運長久之
御祈念被抽丹誠耽仰ゟ
殊社頭造営肝要ゟ者也
仍如件
毛利弥五郎
天正十二年甲申
八月十六日　高廣（花押）
八幡別当
最勝院
参

(4)於当寺内不可
有横合如前ニ無
相違可被致居住
旨被仰出者也
仍如件
（天正十三年）乙酉
九月十六日　松田兵衛大夫奉之
（虎印）

(5)毎月厩橋於八幡
宮祈念無退転可被
勤ゟ然間御供面
八貫百文之処并寺内
共ニ如前ニ永代守護
不入ニ成道之ゟ弥可被
抽精誠事肝要ゟ者也
仍如件
天正十五年丁亥
七月十八日　高廣（黒印）
八幡房
参

(6)当地八幡宮御神領
任国法雖令役取ゟ
御供面少御寄進申ゟ
田畑高辻拾五石并
寺家門前共ニ諸役
令免許ゟ已上
平岩七之助
天正十九辛卯

二月十五日　親吉（花押）
八幡別当
最勝院

(7)　以上
遠路故無音
令申い仍御八幡へ
当正月同八月
為参銭銀子
壱枚進之い
恐々謹言
平岩主計頭
九月三日　親吉（花押）
厩橋
八幡別当
御内衆中

(8)当地八幡宮御
神領天川原ちゝふ
分両郷ニて高辻
拾五石并寺家
門前諸役被免
許い已上
酒井雅楽介
慶長七年刁
極月廿六日　（黒印）
八幡別当
最勝院

(9)　覚
上州郡馬（ママ）郡前橋神宮寺八幡領
高拾五石（忠清印）者天川原之内九石代田村之内六石
従前々社納仕来い并寺社内門前山
林竹木等至迄我等拝領之地高之外
候間弥以無相違可致社納候於
神前抽精誠可令祈祷者也
前橋侍従源朝臣
慶安弐己丑暦正月十九日　酒井河内守忠清（花押）
前橋
神宮寺
（山田　武麿）

重要文化財　前橋祇園祭礼絵巻　二巻

一、所在地　前橋市大手町二丁目七番二号（市立図書館）
二、所有者　前橋市
三、現　状
前橋市立図書館において収納箱ともに、貴重本扱いで蔵されている。
絵巻は(1)宝暦三年銘と(2)文政十一年銘と二巻ある。
(1)は巻首に「上野国前橋御城下町祇園祭礼絵図」とあり、縦三五センチメートル、長さ十二・七五メートル。筆者は不明であるが、牛頭天王の神事行列を、露払い以下各町の飾屋台を五二の図面にわたって彩色で画かれている。
祇園祭礼の起源は不明であるが、恐らく酒井氏の入封ごろには定例化していたものと思われる。少くとも正徳六年には徴証があり、はじめは本町と連雀町二町で行っていたが、酒井氏の末期、全町が参加す

るようになった。

祭日は、松平氏入封直後は六月十八・九日であったが、翌宝延四年以降八月十八・九日となり、ついで川越移城の翌々明和六年以降六月に復して幕末に至っている。途中、町の衰微のため、広瀬川北五町が脱落したこともあり、慶応年間には飾屋台も減ったらしいが、その終末は不明。

⑵文政十一年の祇園絵巻は縦二十七センチメートル、長さ九・七五メートル、冒頭に「文政十一戊子年六月十八日前橋祇園祭礼之図」とある。前者同様筆者不明である。前者の檀紙に対し美濃紙を用いており、画風はやや戯画風で異なるが、飾物などはより精密であり、両者ともに特長がある。

六、調査者の意見

前橋城下町の町人衆の生活に関する文献は極めて少ないなかで、本絵巻二巻は紀年も明確で、城下町の主要行事を彩色精密に画き、服飾史のうえからも貴重である。

二、昭和五十年度埋蔵文化財調査概報ならびに補修事業報告

芳賀西部工業団地遺跡

所在地　前橋市鳥取町字倉本木一七一　他一〇三筆
　　五代町高橋九　他一筆
　　小神明町字五反田七四〇　他六二筆

調査年月日　昭和五〇年五月八日～七月三一日（第一次）
　　昭和五〇年九月八日～一二月二四日（第二次）

発掘調査の結果発見された遺構、遺物は次の通りである。

縄文住居跡七、ピット六、配石遺構三、弥生ピット一、古墳三一、埴輪棺直葬墓一、方形ピット一、溝四、性格不明遺構二三、井戸六・縄文式土器片、石器等コンテナーバット五〇箱・弥生式土器片若干・埴輪片、土師器等コンテナーバット八〇箱・管玉三、勾玉二、金環二、直刀一、刀子二、鉄鏃六、板碑

遺構の在り方は、四ヶ所に大別出来る。ⓐ中央部南端付近、ⓑ西端部やや中央付近、ⓒ中央部北端付近、ⓓ東南部となり、位置により遺構が異なっている。ⓐには溝と性格不明遺構、ⓑには古墳一、ⓒは縄文関係、ⓓは古墳を中心とした全ての遺構となり、本遺跡の中心である。

本遺跡の特色及び問題点を述べてみると、左記のようになる。

縄文関係は、①全て縄文前期前半に属し、前期住居跡群として、これだけ多く調査された例は、県内で初めてである。②住居平面形は、方形ないし長方形であり、埋設土器を伴った石囲炉をもつもの一、他は床面に焼土が少々ある程度である。③住居跡等がある位置は他よりわずかに高くなり、それが遺構を構築した原因であろうが、それ以後は、生活の場として使用した跡は認められない。

弥生のピットは、④径1.2m、深さ0.6mの円形で、縄文を施文し、口縁に刻み目をもつ薄手の弥生式土器を伴っている。⑤他に全く弥生関係のものはなく、その在り方に類例を求める必要がある。

古墳は、⑥一例を除き、全て集中しており、周濠をもつものと、もたないものに分けられる。⑦周濠をもつものは、周濠内にFP′（七世紀初の榛名山二ツ岳の軽石より古いと考えられている榛名山二ツ岳軽石）の堆積のあるもの、ないものがある。⑧FP′下の埋土の厚さが古墳により異なる。⑨周濠は切り合いがなく、隣接するものは、新しく築かれたものの方が形と規模をかえるなど、前に築かれたものを意識した傾向がみられる。⑦、⑧とあわせ、前後関係を知る良い資料となる。⑩墳丘をもつものはなく、現状の古墳直上には、芳賀北部団地遺跡の住居を埋めた土〈FP（七世紀初の榛名山二つ岳軽石）とCスコリアー（浅間山四世紀初の浮石）を含む黒色土〉と類似した土層が堆積している。⑪周濠をも

たない古墳は二基であり、箱式状の竪穴石槨をもつ。⑫これらの古墳も墳丘はもたず、周濠の切り込み面（浮石を含まない黒褐色土）と同じ面に構築されている。しかも、周濠にかかるものもある。この面は、縄文関係遺構の構築面と、ほぼ同じである。⑬埴輪棺も⑫と同様である。⑭周濠をもつ古墳は⑨により同一族と思われ、祖先を敬う気持ちが強く、墓を大切に扱ったと考えられる。⑮、⑩⑫⑬より少なくとも奈良時代以前に、何らかの理由により古墳を平夷し、他の目的に土地を利用したと考えられる。それが、溝と結びつくか否かははっきりしない。しかし、平夷した人々は、周濠ある古墳をつくった人とは別の族と考えられないだろうか。⑯平夷した人々に関係ある者が、周濠のない古墳をつくったと思われる。⑰周濠をもつ古墳を構築した人々、古墳を平夷した人々の生活の場がどこにあるのか、土地利用の関係が今後の課題となろう。

⑱性格不明遺構は、(イ)横穴式古墳の石室のような平面形をもつ地下式墓を思わせるようなもの、(ロ)方形プランを有するもの、(ハ)円形プランを有するもの、(ニ)長楕円形を有するものの四種に分類出来る。⑲いずれのものも、FPとBスコリアー（浅間山、鎌倉時代の浮石）を含む土層が認められる。⑳(ロ)に属するものの一遺構から板碑が出土している。㉑、⑲⑳より中世～近世にかけての遺構であろう。

㉒井戸は径一～二メートル程度の円型素掘りのものである。全て石をなげ込んで埋めてあり、意識して廃棄されたものであろう。㉓井戸を埋めている土層は、Bスコリアー、Aスコリアー（浅間山天明三年の浮石）が含まれており、付近には小石を集めた地形の跡と見られるものもあり、近世のものと思われる。

蛇穴山古墳

一、遺跡名　蛇穴山古墳（上毛古墳綜覧　総社町第八号墳）

二、所在地　前橋市総社町総社一五八七の二番地

三、土地所有者　前橋市（市長　石井繁丸）

四、現状　墳丘は総社小学校校庭の南端に接してあり、東西約三一m、南北約三四m、高さ約四mである。墳丘の東はプールが接し、北は墳丘の裾が二～三段の石垣で境されて校庭となっている。西は小径を隔て幼稚園の敷地となり、南は幅約一〇mの空地があり、用水堀、人家と続いている。

墳丘上には、かって奉安殿があったといわれている。また、墳丘の北側には中段が巾約五mでもうけられ、そこには二三夜塔二基が置かれている。

周濠はあったといわれているが、墳丘の形状が変形するほどの状態であり、現状では面影もない。

内部主体は立派な石室であるが、早く開口され、寛文年間に刻まれた蛇の図と銘がある。

五、発掘調査にいたるまでの経過

この古墳は昭和四九年一二月二三日に国指定史跡となり、昭和五〇年度文化財保存事業費の国庫補助金を得て、整備事業と発掘調査が実施されることになった。このため、発掘調査は環境整備事業に先だって実施し、墳丘基部、前庭部等の調査を行ない、整備の根拠を得ることを目的とした。

調査は前橋市教育委員会が主体となり、社会教育課文化財保護係全員が担当者となり、群馬大学歴史研究部の卒業生と学生および前橋工業高等学校郷土部の先生と生徒等の参加を得て、昭和五〇年八月一日～八月一六日に実施した。

六、調査およびその結果

調査の内容は石室内の床面確認と前庭部・墳丘基部の確認のための発掘とであった。

(1)　石室内床面確認調査

石室は横穴式石室の両袖型で玄門を持っている。今回はこの床面

を確認する作業を行なった。その結果、石敷の状態、玄室内壁面の漆喰の痕跡、天井高、平面形の計測値等から玄門梱石の上面と同一面が当初の床面と推定されるにいたった。玄室の天井の高さおよび平面形の計測値は梱石の面を基準として計測すると次のとおりである。

天井高は左壁入口部一八五cm、左壁奥一八三cm、右壁入口部一八〇cm、右壁奥一八五cm、奥壁中央一八一cmとなっている。

平面形は長さ左壁三〇〇cm、右壁三〇〇cm、奥巾二六一cm、前巾二五七cmである。玄門部は長さ右壁四四cm、左壁四九cm、中央最大長五〇cm、奥巾九〇cm、前巾八〇cm、高さ一三一cmである。

なお、玄門の上の石は楣石状で、そこには龕にみられるような切り込みがあり、梱石からこの切り込みまでの高さは一五〇cmである。

これらの数値は唐尺三〇cmを一尺とした場合、非常にすっきりと換尺される数値が多い点に注目される。

(2) 前庭部の調査

玄門の前には前庭がある。前庭の平面形は矩形と台形との合わさった形である玄門が外側で巾をひろげたところに矩形があり、矩形の前方が巾をひろげ台形の上辺になり、前方に広がって台形の下辺になっている。この矩形部分の全面と台形部分のごく一部に石敷きがある。

矩形部分は長さ左壁一〇七cm、右壁一〇七cm、中央一〇五cm、奥巾一五六cm、中央巾一五七cm、前巾一五七cm、台形部分は上辺二一二cm、左辺四四五cm、右壁四四二cm、下辺六三〇cm、上辺・下辺の長さ三九〇cmである。

(3) 墳丘部の調査

墳丘基部の調査は石室前の墳丘南側に三個所と墳丘北側に三個所との合計六個所のトレンチを設定した。その結果、南側・北側とも葺石の根石を確認した。それらの根石は南・北側とも直線をなし、ほぼ平行で、その間の長さは三九mである。北西隅のトレンチでは葺石は確認されなかったが、北西隅と推定される基部ロームの角を確認した。また、これらの確認された葺石の外側は周濠と見られる。

七、調査団の意見

① 石室床面は梱石の面と同一の高さの面が当初の床面と推定される。

② 石室平面形あるいは高さ等の計測値は一尺を三〇cmとした場合、非常に誤差の少ない換尺値が得られるが、玄室巾二六〇cmの換尺値は見られない。$5\sqrt{3}$尺は二五九・八cmで二六〇cmに合うが$\sqrt{3}$の使用が問題である。

③ 前庭の台形部分においても一尺を三〇cmとした場合上辺七〇尺、下辺二一〇尺、上辺・下辺の長さ一三〇尺と誤差の少ない換尺値がみられる。

④ 墳丘の東西の長さは確認されなかったが、南北の長さより一辺三九mの方墳と推定され、その外側には周濠を有していた。

山王廃寺跡

一、所在地　前橋市総社町総社昌楽寺巡り地内

二、発掘地とその土地所有者

前橋市総社町総社

前橋市総社町総社昌楽寺巡り村北

三、調査期間

昭和五十年八月十八日～八月三十一日

四、調査に至るまでの経過

昭和四十九・五十年度の二ヵ年にわたって、本遺跡推定寺域を含む山王地区一帯の土地改良事業が計画された。そのため、四十九年度に、山

王廃寺発掘調査団が組織され、事前調査を行なう運びとなった。これは遺跡保存対策をたてる資料を得ようとするための寺域調査であった。

調査の結果、心礎の北約百二十メートルの地に掘立柱建築遺構の一部を発見するとともに、北東の方向においても、北百メートル東九十メートル付近で金箔付炭化物（仏像の一部と推定等を検出し、寺域は、少なくとも、心礎から北百二十メートル、東百メートルのラインまで及んでいると判断が下された。一方、心礎の南や西の方向では、多数の住居跡を発掘したものの直接寺院にかかわる遺構は検出し得ないで終わった。

調査後、推定寺域南限・西限付近まで山王地区南部一帯の土地改良が実施された。

このような組織的な開発行為、ならびに、旧来より徐々に進行している宅地化は、かねてから重要視されている本遺跡の解明・保存をますます困難にしつつある。

昭和五十年度において、本遺跡のこうした状況は、国・県も緊急調査の必要を認めるところとなった。よって、国庫ならびに県費の補助を得て前橋市教育委員会が主体となって発掘調査を行なったのである。

五、調査の概要及び結果

本年度の選地個所は、心礎の北五十メートル、東五十メートル付近の宅地及び畑地である心礎の北四十メートル、東三十メートルの地には二、三個の礎石の存在が知られており、何らかの有力な建築遺構があるとみられている。その建築遺構を追う手はじめとして前記の地を選んだ。まず、このような有力な遺構を明らかにして、寺域・寺の規模・性格を究明する手がかりを得ることがより効果的であろうという判断がなされた。

発掘区には便宜的にA～Fのトレンチ名をつけた。以下各トレンチの概略を述べる。

Aトレンチ――掘立柱建築遺構の柱穴とみられる長方形のピット、一一・五センチ×八六センチ。土師器椀を出土した円形のピット七二センチ×五七センチ。ほかにもピットが発見された。

Bトレンチ――一号、二号の重複した住居跡の一部が発見された。一号は北西コーナと柱穴一個、二号は西壁の一部がみえ、一号の柱穴は四九センチ×五六センチである。一号は二号より古いことが判明した。そのほか東西に伸びる瓦片の堆積、変形の大きなピットがある。

Cトレンチ――三号住居跡北東のコーナー。

埋め土からは土師器坏・瓦片等が出土した。

Dトレンチ――柱穴らしきピット三個

Eトレンチ――柱穴らしきピット三個

Fトレンチ――柱穴らしきピット四個。重複しているものもあるが、そのうちの一つは完全で一〇〇センチ×七九センチの長方形である。

これらのトレンチから出土した遺物は、ダンボール箱約四十箱分で、大半が瓦である。大別して記すると、瓦類（軒丸瓦片、重弧文軒平瓦片、丸瓦片、平瓦片……文字瓦片数点を含む……等）、土器類（土師器（おもに坏）、須恵器、二彩片、緑釉陶器片、灰釉陶器片）、鉄製品（鉄釘三点及び鉄滓）、石製品（砥石？・臼玉）などがある。

これら遺構・遺物を合わせ考えてみると、次のとおりである。

(1)掘立柱建築遺構の柱穴ともみられるピットがいくつか発見されたが、発掘面積が狭く相互の関連的な把握や面としての広がりを見い出すことはできなかった。しかし、何らかの建築遺構の存在が推察される。

(2)塔址から五～六十メートルで、確実に寺域内と考えられてきた所に三戸の住居跡が発見された。住居跡の時期の検討を行ない、寺院のあったと推定されている七・八世紀の年代との前後関係を追求する必要がある。それにより。寺域やこの地の変遷を知る手がかりが得られるかも知れない。

(3)今後、中心伽藍の礎石群を発掘し、柱穴らしいピットとの関連を検

討する中で、これらの性格を究明していく必要がある。

県指定史跡上泉郷倉補修工事

郷倉は江戸時代、各村に設置された公的な穀倉であった。しかし、中期以降備荒貯蓄としての倉の性格を強め、享保の飢饉後全国的に普及し、寛政の改革において整備されたと言われている。すなわち、江戸幕府は天領に対して天明六年（一七八六年）社倉法を定め、備荒貯蓄のための郷倉を設置させた。これにならって前橋藩でも寛政二年（一七九〇年）以来、領内各村に対して収穫の一部を貯え、飢饉にそなえるため郷倉の建設を奨励した。前橋市上泉町字宿一一四〇に所在する上泉郷倉は、このような社会背景から誕生したもので、その棟札から寛政八年（一七九六年）四月に旧向町の大工棟梁孫市らの手により建てられた事が知られている。その後、安政五年（一八五八年）に萱葺から瓦に葺きかえられ、明治十九年（一八八六年）には、壁修膳と間仕切りの造作がなされた。しかし、よく旧態を留め、間口八間、奥行三間と規模も大きく、さらに村の様子を知る上で貴重な古文書が多く保管されている事から、昭和二十六年六月に県指定史跡となった。

指定後、県費補助事業として、昭和三十六年、昭和四十三年の二度にわたり、柱の取り替えを含む壁の修理等がなされ現在に至った。しかし、南壁（正面）および西壁のいたみはひどく、昭和五十年度の県費補助事業として、昭和五十年十二月三日から五十一年二月十二日までの約七十二日間にわたりその補修工事が実施され、西の妻の合掌材の一部、束、柱七本、および桁の一部を新材に替え、西および南の旧壁を取りこわし、壁が塗り直された。郷倉の構造と計測値はおよそ次のようである。

本郷倉は妻を東西に向け、間口一四米五四糎（八間）、奥行五米四五糎（三間）瓦葺の荒壁で仕上げた切妻造りの土蔵である。入口は南面する平の中央に両開きの扉をもち、扉に連なる左右の壁の中央に横九〇糎×縦六五糎の鉄格子の窓を有している。材は荒野地に竹が用いられている外は、すべて杉材が用いられている。野石基礎の地形に十二糎（四寸）角の土台が走り、その上に角の柱が二一八糎の高さに立っている。柱は心々九〇・九糎（三尺）の間隔に妻側に七本、平側南壁十六本、北壁十七本の合計四十七本用いられている。柱には四段のぬき板を通し、くさびで固定している。柱のうち特に隅柱は平側五寸、妻側四・五寸をとり、妻側へのゆがみをおさえている。何回かの補修で各壁の様子は異なるが、旧態をよく留めていると思われる南壁東半の木舞は、横は一五・一五糎（五寸）間隔で、縦は二二・七五糎間隔（三尺巾に五本の割合）でかかれている。特に横の木舞は隅柱と一間おきの柱では、二本おきに木栓で受けられ固定されている。しかも木栓で受けた部分は柱に刻みを入れて落し込んだ間渡し竹とで二重になっている。南壁の西半および妻側の西壁ではやや異った状態をみせている。新しいと思われる南壁西半は全ての柱に刻まれたかきこみで受けている。一方妻となる西壁では、高さ三六四糎の棟持ち柱を中心に七本の柱からなり、合掌は二重ばりにより支えられている。ここの木舞は、隅柱と棟持ち柱は横の木舞の全てを刻みによるかきこみで受け、残り四本の柱は南壁東半同様二本おきに木栓で受けている。以上のような木舞下地の上に、荒塗、下げ縄を伴う中塗り、砂摺りがほどこされ、内側はぬき板および柱を出した状態で約三〇糎（一尺）の厚さに荒壁が塗られている。

小屋組みをみると、棟木に平行して五間ものと三間ものの瓜皮はぎの大ばり（径二八糎）が二一糎（七寸）の角材に支えられて棟持柱間に渡っている。これに直交してはり丸太を平側に一八二糎（一間）ごとに立つ柱間にかけている。この上に振れ止めぬきを通した小屋束を立てて、角の棟木一二糎（四寸）×九棟（三寸）を支えている。土台からこの棟木上端までの高さは、三六四糎を測る。この小屋束からはり丸太にかけて一二糎（三寸）角の合掌が組まれ、九糎（三寸）角の母屋を受けてい

る。合掌に平行して野地板が十分の三の傾斜で葺かれ、その上に直接荒壁がのる。従って、入口および窓を除く部分は完全に荒壁により被覆された形となり、この上にさん瓦葺の屋根を十分の四・五の傾斜で伏せている。この部分の小屋組み材は、他に比べて面が整いやや新しい感がある。構造的にみると、土蔵本体の棟木の上にさらに二重の桁がのり、一二糎角のしん束が一八二糎（一間）おきに立てられている。一方、二重桁の敷桁からしん束直上で交叉する形で合掌が組まれ、一五糎角の棟木が架けられ、母屋、垂木、野地板と続く。その上に瓦がべた葺きにされ、棟は四段棟築となっている。合掌の鼻は隅柱の心より九〇・九糎（三尺）出ており、軒の出はそれより三〇・三糎（一尺）出て一二一・二糎（四尺）、妻軒の出は九〇・九糎（三尺）である。又、野地板軒の部分は化粧裏板であるが、それより内側は、竹で荒野地としている。

以上が構造の概略であるが、今回の補修により次の点が今後の課題として考えられる。

土台と東へ渡る大梁が腐朽しているため東の屋根は下がり、全体に東南に傾斜している。そのひずみによる雨漏が土蔵本体に影響し野地板が腐り、一部崩落している。特に南半の雨漏がひどく、材のいたみがひどい。従って次回の補修は全面的に改築する必要があると思われる。

。既指定文化財（仁治の板碑）の名称変更について

昭和四十八年九月二十四日指定重要文化財「仁治の板碑」は名称が必ずしも実体に即していないことがかねてから指摘されていたが、昭和五十一年十一月二十六日の文化財調査委員会議で正式に取りあげられ、その後の教育委員会の議決を経て次のように変更された。

改正後の名称「小島田の供養碑」

（昭和五十年十二月二十四日付）

指定文化財所在地及び管理者等一覧

国　指　定

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
1	鉄造阿弥陀如来座像	端気町337　善勝寺		端気町337	
2	上野国山王廃寺塔心柱根巻石	総社町総社2408	前橋市		
3	土偶	紅雲町一丁目17-10（東京国立博物館）		紅雲町一丁目17-10	
4	上野国分寺跡	群馬町東国分 元総社町	群馬町・前橋市		
5	総社二子山古墳	総社町植野字二子山368	前橋市		
6	天川二子山古墳	文京町三丁目26	前橋市		
7	前二子古墳	東大室町二児山	前橋市		
8	中二子古墳	西大室町内堀	前橋市		
9	後二子古墳　附小古墳	西大室町下諏訪	前橋市		
10	山王塔跡	総社町総社2408	前橋市		
11	宝塔山古墳	総社町総社1606光厳寺			
12	八幡山古墳	朝倉町若宮1334～	前橋市		
13	蛇穴山古墳	総社町総社1587総社小前	前橋市		
14	岩神の飛石	昭和町三丁目29-11	前橋市 稲荷神社		

（重要美術品）

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
15	四神付飾土器	西片貝町528 児童文化センター	前橋市		
16	石製鴟尾残片　一箇	総社町総社2408		総社町総社	
17	石製鴟尾　一箇	総社町総社2398		総社町総社2398	
18	後陽成天皇 宸翰古歌御色紙　一幅	千代田町三丁目妙安寺		千代田町三丁目	
19	後柏原天皇 宸翰朗詠詩歌　一幅	〃	〃	〃	〃
20	霊元天皇（詠松間紅葉和歌） 宸翰御懐紙　一幅	〃	〃	〃	〃

県　指　定

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
21	十一面観世音像	日輪寺町412		日輪寺町412	
22	梵鐘	妙安寺 千代田町三丁目		千代田町三丁目	
23	下長磯三番叟人形	下長磯町　稲荷神社			
24	脇差（銘喜翁藤原直胤）	城東町一丁目11-17		城東町一丁目11-17	
25	上野総社神社本殿一棟	元総社町2377		元総社町2377	
26	短刀（銘・源左衛門尉信国）一口	千代田町三丁目15-10		千代田町三丁目15-10	

27	刀(銘・備前国住長船五郎・左衛門尉清光作)一口	南町三丁目15-1		南町三丁目15-1	
28	脇差（銘・桜紋英義作）一口	千代田町二丁目8-18		千代田町二丁目8-18	
29	刀(銘・巴紋印於東武藤枝太郎英義作之)	千代田町二丁目5-5		千代田町二丁目5-5	
30	短刀(銘・於東郡藤枝太郎英義作)	石倉町316		石倉町316	
31	なぎなた　於東武英義作之	〃	〃	〃	〃
32	納曽利面	二之宮町886 赤城神社		二之宮町886	
33	力田遺愛碑	総社町総社1607 光蔵寺		総社町総社1607	
34	石田玄圭の墓	総社町高井字桃木263			
35	上泉郷倉　附関係文書	上泉町字宿1140			
36	前橋天神山古墳	後閑町坊山	前　橋　市		
37	総社神社懸仏（二面）	元総社町2377 総社神社		元総社町2377	
38	総社本上野国神明帳	〃	〃	〃	〃

市指定文化財

No.	指定物件名	所在地	管理者	住所	電話
39	文政四年天川原村分間絵図	文京町二丁目21		文京町二丁目21	
40	文政四年前橋町絵図	本町二丁目10-5		本町二丁目10-5	
41	大徳寺総門	小相木町91		小相木町91	
42	廃覚動寺宝塔	公田町　乗明院		公田町	
43	カロート山古墳石棺	中川小学校庭 三河町二丁目	中川小学校	三河町二丁目	
44	典籍前橋藩主松平家記録	大手町二丁目（市立図書館）	前　橋　市		
45	書跡・豊臣秀吉和歌短冊	千代田町三丁目 妙安寺内		千代田町三丁目	
46	工芸品中啓伝狩野三楽筆	〃	〃	〃	〃
47	笠薬師塔婆	問屋町　稲荷神社境内		問屋町	
48	前橋藩主酒井氏歴代墓地	紅雲町二丁目		紅雲町二丁目	
49	前橋城車橋門跡	大手町二丁目	前　橋　市		
50	上泉町新田塚古墳	上泉町新田塚2694		上泉町新田塚2694	
51	上泉獅子舞	上泉町935 諏訪神社境内		上泉町935	
52	二之宮の式三番叟付伝授書	二之宮町886 赤城神社		二之宮町886	
53	総社神社太々神楽	元総社町2377		元総社町2377	
54	野良犬獅子舞	清野町311の3		清野町311の3	
55	産泰神社太々神楽	下大屋町569			
56	松平藩主画像及び結城政勝画像	朝日町四丁目29-24 孝顕寺		朝日町四丁目29-24	
57	酒井重忠画像	大手町三丁目17-22 源英寺		大手町三丁目17-22	
58	東福寺鰐口	三河町一丁目19-18 東福寺		三河町一丁目19-18	

59	小島田の供養碑	小島田町528		小島田町　大門阯	
60	大徳寺の多宝塔	小相木町91		小相木町91	
61	経塚古墳	東善町経塚乙737			
62	阿弥陀三尊画像板碑	公田町421		公田町421	
63	オブ塚古墳	勝沢町409			
64	片貝神社太々神楽	西片貝町1460			
65	東覚寺層塔	総社町総社1607		総社町総社1607	
66	日輪寺寛永の絵馬	日輪寺町412　日輪寺		日輪寺町412	
67	下村善太郎の墓	紅雲町二丁目　竜海院			
68	産泰神社八稜鏡	下大屋町569 産泰神社			
69	泉沢の獅子舞	泉沢町44　泉沢神社			
70	春日神社太々神楽	上佐鳥町1120-1 春日神社			
71	稲荷藤節	泉沢町672			
72	慈照院千手観音座像	二之宮町1811　慈照院		二之宮町1811	
73	伯牙弾琴鏡	本町二丁目7-2 八幡宮		本町二丁目7-2	
74	光厳寺薬医門	総社町総社1607 光厳寺		総社町総社1607	
75	無量寿寺地蔵菩薩立像	二之宮町甲764 無量寿寺		二之宮町甲764	
76	無量寿寺十一面観音立像	〃	〃	〃	〃
77	二宮神社梵鐘	二之宮町886 二宮赤城神社			
78	二宮神社絵馬四枚	〃	〃	〃	〃
79	前橋藩刑場跡供養塔ならびに道しるべ	天川大島町1025	前　橋　市	大手町二丁目	
80	宝禅寺異型板碑	上泉町1280　宝禅寺		上泉町1280	
81	山王の宝塔	山王町464		山王町464	
82	八幡宮文書一巻九通	本町二丁目7-2 八幡宮		本町二丁目7-2	
83	前橋祇園祭礼絵巻二巻	大手町二丁目12-9	前　橋　市（市立図書館）	大手町二丁目	

無量寿寺地蔵菩薩立像

慈照院千手観音座像

光厳寺薬医門

伯牙弾琴鏡

二宮神社梵鐘

無量寿寺十一面観音立像

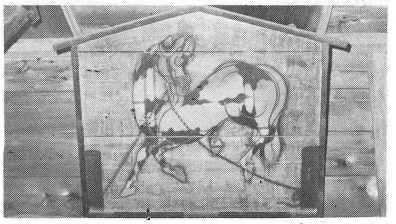

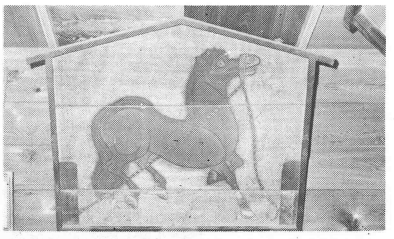

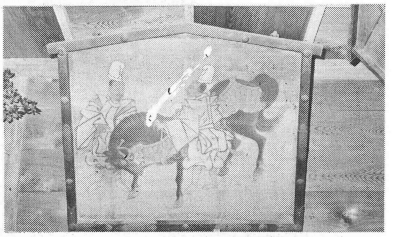

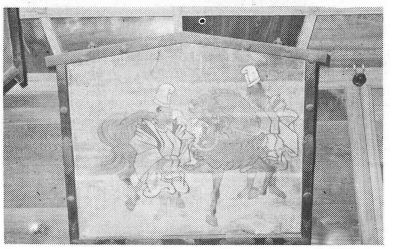

二宮神社絵馬

前橋藩刑場跡供養塔

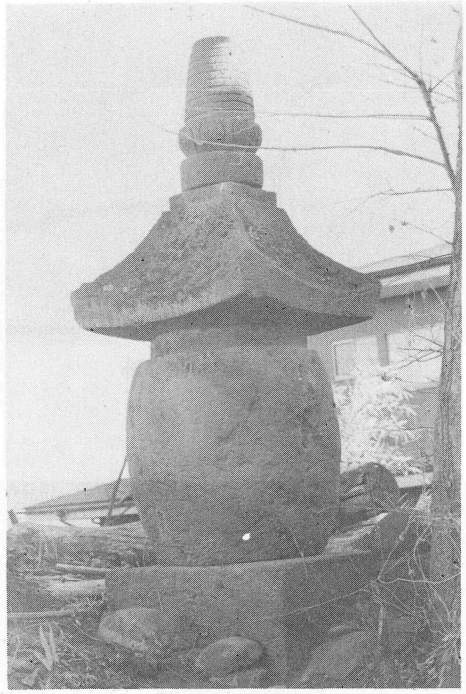

山王の宝塔

宝禅寺異型板碑

八幡宮文書

(1)北条高定寄進状

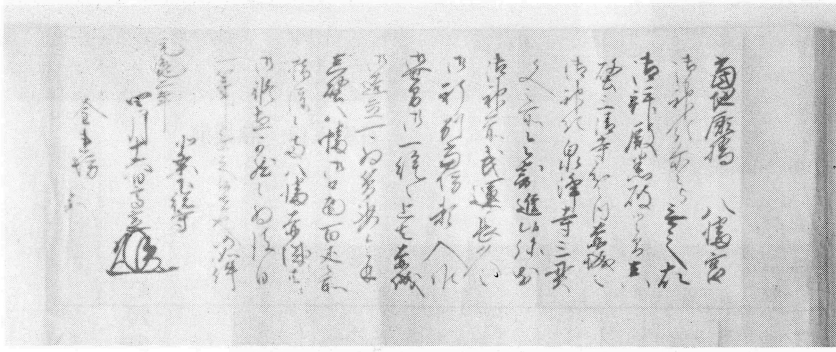

前橋祇園祭礼絵巻
宝暦三年銘

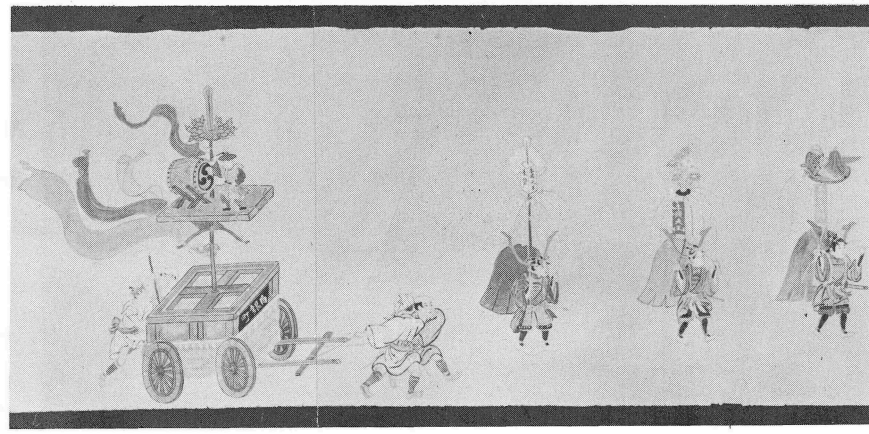

芳賀西部工業団地遺跡

蛇穴山古墳葺石（Fトレンチ）

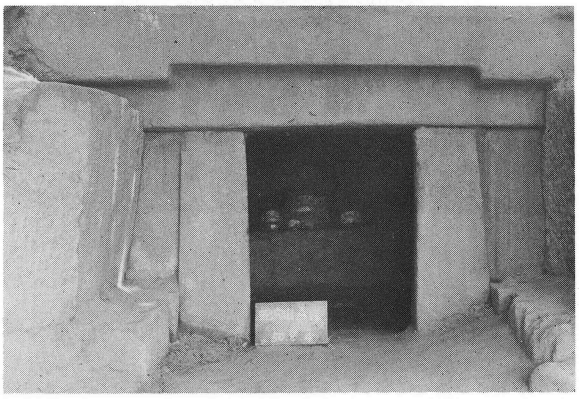

石室入口　発掘前

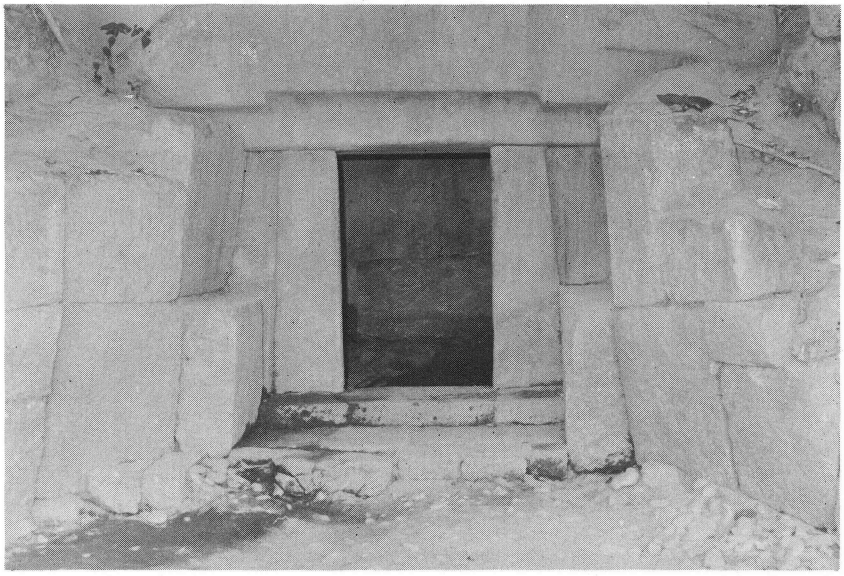

蛇穴山古墳　発掘後

山王廃寺遺物出土状況

上泉郷倉補修工事

補修前

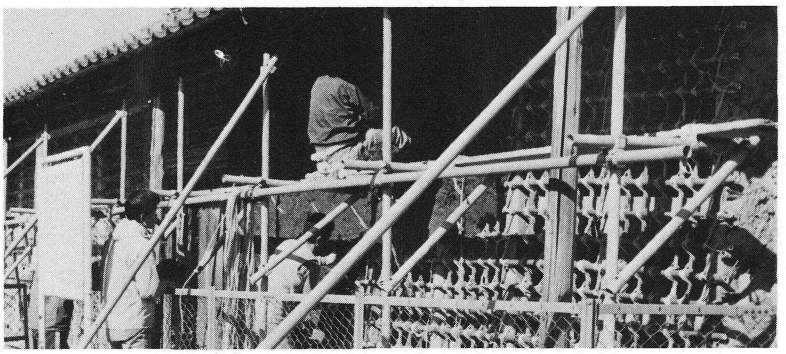

工事の様子

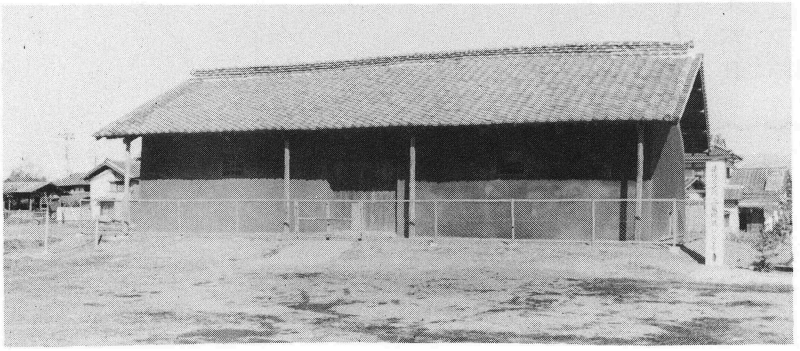

補修後

前橋市文化財調査委員（五十音順）

尾崎喜左雄
中沢右吾
松田徳松
丸山知良
山田武麿

文化財防火デー（法隆寺金堂罹災の日）	一月二十六日
文化財保護法公布記念日	五月三十日
文化財保護法施行記念日	八月二十九日
文化財保護強調週間	十一月一日～七日

あとがき

前橋市教育委員会では、本年度、新しく一二の文化財を市の重要文化財に指定した。これによって、本市に所在する指定文化財は、国指定二三件、県指定一七件、そして、市指定四三件を合せて八三件に達した。ところでこれら指定文化財のうち、国および県指定文化財については、ある程度その解説書等はあるが、その大半を占める市指定文化財については、適切な解説書をもたない場合が多い。本市教育委員会が昭和四十五年度以降毎年発行してきた文化財調査報告書は、こうした市指定文化財の解説を集録して、ここに第六集を発行するに至った。

本第六集は、こうした経緯にのっとり、本年度指定した重要文化財一二件を中心に、本年度文化財保護係が実施した芳賀西部工業団地遺跡、蛇穴山古墳、山王廃寺の発掘調査の概報、更には県指定史跡上泉郷蔵の保存修理の記録を集録した。そしてその玉稿は、新指定一二物件については、文化財調査委員の先生から報告をいただいたものであり、発掘調査概報および郷蔵修理の記録は、文化財保護係職員の手によったもので、何れも、公私共多忙の中を、ご協力いただいたものであり、その内容は、各分野の専門的立場からの貴重な見解であり、必ずや、各文化財に対して正しい理解をするうえで稗益すること多いものと確信いたします。

昭和五十一年二月

教育委員会社会教育課
文化財保護係長　松島栄治

昭和50年度
文化財調査報告書 第6集

印刷　昭和51年3月1日
発行　昭和51年3月20日

発行所　前橋市千代田町一丁目8—8
前橋市教育委員会事務局社会教育課
電話32—6538番

印刷所　前橋市大手町三丁目6—11
有限会社 原田印刷所
電話31—2665番